

■留萌市文書管理・電子決裁システム導入委託業者選定プロポーザル質問内容及び回答

No.	資料名	ページ	質問項目	質問内容	回答
1	プロポーザル実施要領	2	6 スケジュール	企画提案書の提出期限につきまして、プロポーザル実施要領P2「6 スケジュール」や貴市ホームページでは令和6年3月12日（火）までとなっておりますが、プロポーザル実施要領P5「10 企画提案書類(5)」では令和6年3月11日（月）17時必着となっております。企画提案書類の提出期限は、令和6年3月12日（火）17時必着という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、「令和6年3月12日（火）17時必着」となります。プロポーザル実施要領P5「10 企画提案書類(5)」の記載誤りのため訂正させていただきます。
		5	10 企画提案書類(5)		
2	仕様書	8	2 システム要件(8)	仕様書P8「2 システム要件(8)」におきまして、「このインターフェースの追加費用は、本業務の構築費用に含まないものとする。」と記載がありますが、プロポーザル実施要領P1「4 業務の概要(4)」においては「財務会計システムへのデータ連携にかかる、文書管理・電子決裁システム側の改修費が発生する場合は上限額に含むこと。」との記載があります。財務会計システム連携にかかる改修費は今回の導入委託契約には含まないが、その概算は提案上限額に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。「財務会計システム連携にかかる改修費」は今回の導入委託契約には含まませんが、ご提出いただく資料の「財務会計システムデータ連携見積書」に記載される金額は、提案上限額に含まれます。
3	プロポーザル実施要領	4	9 参加表明(1)	プロポーザル実施要領P4「9 参加表明(1)」における「機能評価表(様式5)」とP5「10 企画提案書類(4)」における「機能要件一覧表」は同一のものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通り、「機能評価表(様式5)」と同一のものとなります。プロポーザル実施要領P5「10 企画提案書類(4)」の記載誤りのため訂正させていただきます。
		5	10 企画提案書類(4)		
4	プロポーザル実施要領	5	10 企画提案書類(4)	プロポーザル実施要領のP5「11 プレゼンテーション(3)」におきまして「プレゼンテーションは事業者名を伏せて行う」との記載があります。このため、提出する提案書の副本においては、提案書全体をとおして、事業者名が類推できる情報等をマスキングする等の処理が必要と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通り、企画提案書の副本については、提案書全体をとおして、事業者名が類推できる情報等をマスキングする等の処理が必要となります。
5	企画提案書作成要領	2	3 企画提案書記載事項	企画提案書作成要領 P2「3 企画提案書記載事項」では、項番1及び項番4に関してのみ「正本のみに記載」と注意書きがあります。項番1及び項番4に関しても、提案企業に繋がる情報（企業名、所在地、氏名、所属部署名等）のマスキングによる対応でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、企画提案書の副本については、提案書全体をとおして、事業者名が類推できる情報等をマスキングする等の処理が必要となります。
6	企画提案書作成要領	1	3 様式(1)	企画提案書作成要領 P1「3 様式(1)」において「総ページ数は、本文30ページ以内（表紙、目次は除く。）」と記載がありますが、中表紙もページ数に含めないと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通り、「中表紙はページ数に含めない」という考えで問題ありません。